

1 策定の方針

農業は、私たちの生存に必要な食料を供給する、なくてはならない産業です。

また、農村は、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的な機能を有しています。

このような農業・農村の健全な発展を図ることが、豊かで安定した県民生活を実現し、明日を支える子供たちに確かな県土を残す上での基本であることは言うまでもありません。

県では、平成18年に策定した「いしかわの食と農業・農村ビジョン」において、

- 幅広い食育・地産地消の推進
- 消費者ニーズに応える戦略的な生産と流通
- 次世代に向けた安定的な担い手の確保
- 環境創造型産業への転換
- 農村が持つ多面的な機能の保全・発揮

の5つを柱として、元気ないしかわ農業の実現に向け、体系的に各種施策に取り組んできました。

この結果、食育・地産地消、農産物のブランド化、新規就農者の育成、環境保全型農業の推進等で一定の成果を得たところです。

しかしながら、本県農業の主力品目である米の価格の下落や、野菜・果物の価格低迷等により、農業者の経営は厳しさを増しているほか、農業者の高齢化や農業の担い手不足が進み、鳥獣被害の増加等も相まって、里山の荒廃が懸念される状況となっています。

こうした中、持続的に、県民・消費者へ安全・安心な県産農産物を供給するとともに、里山地域の有する豊かな多面的機能を発揮していくためには、農業を魅力ある産業へと成長させることと併せ、農村を美しく活力ある地域として維持・発展させることが最大の課題です。

一方、国では、平成27年3月、強い農業と美しく活力ある農村の創出を目指し、今後10年程度先までの施策の方向性を示す、農政の中長期的なビジョンである「食料・農業・農村基本計画」を見直し、食料の安定供給の確保や農業の持続的な発展、農村の振興などに資する施策を講ずることとしています。

新たなビジョンでは、こうした状況などを踏まえ、収益性の向上や多様な担い手の確保を進めて農業の成長産業化を促進するとともに（産業政策）、農業以外の多様な収入源を確保して農村地域の活性化を図り（地域政策）、これを車の両輪として、農業・農村の振興に向けた施策を展開いたします。

なお、平成27年10月、参加12カ国により交渉が重ねられてきた環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定が大筋合意となり、多くの農産物の輸入関税が即時又は将来的に撤廃されることとなりました。

国の経済効果分析では、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、生産コストの低減、品質向上等の体質強化対策や、経営安定対策などの国内対策を講ずることにより、引き続き、国内生産量は維持され、農家所得も確保されるとしています。県としては、引き続き、農業が将来にわたり持続的に発展していけるよう必要な対策を講ずることを、全国知事会等を通じて国に要請してまいります。



このような方針の下、課題や問題点を整理し、県民の声や地域の特性などに十分配慮した上で、現下の農業情勢により適切に対応できるよう、施策の取りまとめを行いました。

平成28年度から、その実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に実施してまいります。

2 期間

新たなビジョンは、平成37年度を目標年度としていますが、社会情勢やビジョンの進捗状況を踏まえて見直しを行う観点から、5年後（平成32年度）を目途に進捗と成果を検証し、必要に応じ、ビジョンの内容を見直すこととします。

3 構成及び効果的推進に当たっての留意点

- ① 新たなビジョンは、4つの「施策の柱」、18の「重点課題」で構成しており、重点課題毎にこれを実現するための各種施策を記載しています。
- ② 各種施策の達成状況等の検証は、施策毎に行う行政評価により行うこととし、情勢の変化に応じて、適切に目標及び施策の見直しを行います。
- ③ ビジョンに掲げた内容を確実に実現していくため、各農林総合事務所において、市町、JA等の関係機関・団体と連携し、地域における取組状況を検証します。